

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

守谷市立黒内小学校

1 いじめ防止のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子供は、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で、自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子供にとって、いじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を以下の通り示す。

- ① いじめはどの集団でも、どの学校でも、どの子供にも起こる可能性がある、最も身近で深刻な人権侵害である。
- ② いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校・保護者・地域等それぞれの役割を自覚し、主体的かつ連携協力しながら取り組む必要がある。
- ④ 子供は、自らが安心して豊かに生活できる集団や社会を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

2 いじめ防止に向けた取組

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

- (ア) 「いじめはどの学校・どの児童にも起こりうること。」という基本認識に立ち、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」児童の育成に学校全体で取り組む。
- (イ) 一人一人が認められ、相手を思いやる支持的な学級づくりに取り組むと共に、分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己有用感を味わわせる。
- (ウ) 道徳教育及びボランティア活動等、体験活動の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。
- (エ) 児童自身がいじめ防止に対して、自主的に取り組めるよう学級活動を年間1回は一斉に実施し、それをもとにした児童集会活動を行う。

イ いじめ早期発見の措置

(ア) いじめ調査の定期的な実施

- ・ いじめを早期に発見するため、児童や保護者に対する定期的な調査を次の通り実施する。
- ・ 集約後、全職員で結果を検討し、随時面談を行う。

①児童対象のいじめを含む学校生活いじめアンケート調査

→毎月第4金曜日の朝に実施する。

②保護者対象のいじめを含む学校生活アンケート調査

→年1回12月に実施する。

③教育相談を通じた児童からの聞き取り調査

→9月に実施する。

(イ) いじめ相談体制の整備

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーや教育相談員の活用やいじめ相談窓口の設置等、相談体制を整備する。

(ウ) いじめ防止等のための研修の充実

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上を図る。

ウ SNS等、携帯電話やインターネットでのいじめに関する情報モラル教育の充実

携帯電話やインターネットを通じて送信された情報の流通性や発信者の匿名性利用の依存症等の特性を児童や保護者が理解し、携帯電話やインターネットを通じて行われているいじめ行為を回避・防止するため、情報モラル教室を定期的実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止対策に向けた組織「黒内小学校いじめ対策本部」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「黒内小学校いじめ対策本部」を設置する。

〈構成員〉

〔 校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター 〕

その他校長の判断により、必要に応じて人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者（スクールカウンセラー、学校運営協力員等）を参加させることができる。

〈活 動〉

①いじめ防止に関する体制整備及び取組に関することの推進。

②いじめの早期発見に関することの推進。（アンケート調査、教育相談等）

③いじめ事案（受けた者・行った者）に対する対応。

④関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携。

⑤その他いじめ防止に係ることの推進。

〈開 催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ 児童の主体的な取り組み

「あいさつ運動」「きらめきフォーラム」

3 いじめへの対処に関する取組

(1) いじめ防止、早期発見・早期解決を目指すための具体策

ア いじめ対応についての職員としての具体的対応

①児童が「先生あのね」と言ってきたとき、しっかりと話を聞く。

手が離せず、すぐに聞いてあげられないときは、「後でね」ではなく、「後でもう一度先生のところへ来てね」と言い、忘れずに聞く。

②「なかよしアンケート」において、「はい」に○を付けてきた児童には、即日個別面談を実施し、聞き取りを行い、即日に学校長に報告する。

- ③休み時間を含め、児童が先生に相談しやすい雰囲気作りを心がけ、児童とのコミュニケーション作りを常日頃から大切にする。児童の変化を早期に気づけるよう、児童の様子を様々な角度から見守る。また、保護者からの相談等にも迅速に対応する。

以上①②③に心がけ、児童間のいじめや諸問題、様々なサインに対して、早期発見、早期解決を目指して、責任と使命感を持って迅速に対応する。

イ 問題発生時の初期対応

- ・保護者からの要望、訴えへの対応 → すぐに動く、初期対応がポイント。
 - ・保護者の話(気持ちや訴え)をしっかり受け止めることが大切である。
 - 初期対応のいかんで解決が長引いたり、こじれ(苦情が苦情でなくなる)たりすることがある。
 - 保護者への連絡が遅れる。(事実確認の結果・学校の対応など)
 - 児童への対応が保護者に伝わっていない。
 - 保護者の要望に対する対応の遅れ。
 - 電話連絡が中心になっている。
- ① 傾聴に徹する・・・苦情等について嫌悪感をもたない
言い訳や反論をしない
- ② 主訴をとらえる・・・質問を投げかけて要望や苦情の本質をつかむ。
- ③ 対応を焦らない・・・正確に事実を把握する。
- ④ 話を整理して対応する。
- ⑤ 学校に非がある場合・・・誠意に心を込めて謝罪する。
不安や不快感を与えてしまったことを謝罪する。
- ※ 連絡方法を確認し、今後の見通しについて調整する。
- ※ 情報を収集し、対応を検討する。
- ※ 管理職には随時報告する。

(2) いじめ解消の要件

- ・いじめのない状態が3ヶ月以上経過。
- ・被害児童がいじめ行為による心身の苦痛を感じていないと本人及び保護者から確認。
- ・以上の2点を確認して、いじめ対策会議で「解消」と認定する。

(3) 緊急いじめ対策委員会の設置

- ア いじめに係る相談を受けたり、いじめ行為の疑いが発覚したりした場合は、いじめられている児童や保護者の立場に立って、速やかに詳細な事実確認を行う。
- イ 学校全体で組織的に対応する為に、「緊急いじめ対策委員会」を開催する。
- ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- エ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- オ いじめの関係(被害・加害)者間における不要な争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- カ いじめた児童に対しては、行為の善悪をしっかり理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせ、今後の生活に生かすよう指導する。
- キ 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教員委員会及び所轄の警察署等と連携し、適切に対処する。

(4) 配慮が必要な児童生徒への対応

下記の児童を含め、特に配慮が必要な児童には、日常的に適切な支援を行う。

- ア 発達障害を含む、障害のある児童
- イ 外国から帰国した児童、外国製のある児童
- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童
- エ 東日本大震災等により避難している児童

4 重大事態への対処

児童が自殺を企画したり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）及び「いじめの重大事態対応マニュアル」（平成31年1月茨城県教育委員会）に基づき速やかに次の対処を行う。

- ア 重大事態を発生した旨を、守谷市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適時・適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。

5 取組の評価及び検証

学校は、いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。

※ H29、10 国のガイドライン改定に伴う見直し（平成29年 10月 1日）
（いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（2017. 3））（平成29年9月1日より施行）

※ 3－（2）いじめ解消の要件を追加 （平成30年 7月 1日）

※・「いじめ防止推進委員会」を「黒内小学校いじめ対策本部」に名称変更
・3－（4）配慮が必要な児童生徒への対応を追加 （令和元年12月6日）

* （令和2年4月3日）
・「いじめ相談体制の整備」に教育相談員を追加
・「黒内小学校いじめ対策本部」の構成員に副校長を追加
・3 いじめへの対処に関する取組（1） ア ②「即日個別面談を実施し、聞き取りを行い、即日に学校長に報告する。」に変更

※ 4文科初第2121号 令和5年2月7日
いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等について（通知）